

ねりっこクラブにおける職員配置および資格要件

1 職員配置

受託事業者は、本委託業務を実施するために必要な職員を配置してください。

この場合において、受託事業者は練馬区民の雇用に努めてください。また、職員配置に当たっては、ねりっこクラブ在籍児童との関係を重視し、原則として年度途中の異動は行わないこととし、雇用の継続性を最大限考慮してください。

2 ねりっこクラブ従事職員の資格

(1) 放課後児童支援員

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事、指定都市市長又は中核市長が行う放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）を修了した者をいいます。

(2) 補助員

放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいいます。

(3) 常勤職員

法定労働時間の範囲内において、原則として募集要領に定めるねりっこ学童クラブの「開所日」および「基本開所時間」の全てを、年間を通じて育成支援の業務に従事している職員をいいます。

常勤職員の勤務時間は、開所時間の前後の準備も含め、1日当たりおおむね8時間程度とするよう努めてください。

(4) 研修修了予定者

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項各号のいずれかに該当し、直近の認定資格研修の募集に申し込みを行う受託事業者の職員であって、受託事業者があらかじめ区に届け出て、区がやむを得ない事情があると認めた者は、研修修了予定者として取り扱うものとします。ただし、研修修了予定者は、原則として届け出から1年以内に、いかなる理由においても2年以内に当該研修を修了させなければならず、期間内に当該研修を修了させなかった場合、当該職員は届け出時に遡って研修修了予定者の資格がなかった者として取り扱うこととします。

研修修了予定者は、以下の要件の範囲内において、放課後児童支援員として配置することができるものとします。

要件

- ・研修終了予定者を運営責任者および主任や副主任として配置することはできない。
- ・研修修了予定者を放課後児童支援員として配置できる人数は、当該ねりっこ学童クラブの支援の単位の数を上限とする。
- ・条例第7条第1項に定める保育および指導時間において、一の支援の単位につき放課後児童支援員1人を研修修了予定者に代えることができることとする。

3 ねりっこクラブ運営責任者

ねりっこクラブ（ねりっこ学童クラブおよびねりっこひろば）の運営責任者を配置してください。運営責任者は、放課後児童支援員の資格を有する常勤職員であって、別に定める職務経験等を有する者としてください。

(1) 運営責任者の配置時間

学校の授業日	放課後から午後 5 時まで
学校休業日	午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 運営責任者の役割

ア ねりっこクラブの責任者として、ねりっこ学童クラブとねりっこひろばの児童がともに過ごせる環境を作り、遊びや体験のプログラムを実施することで一体的に運営します。

イ 事業の運営に必要な調整等を区や小学校、学校応援団等と行います。

ウ 児童への保育および指導、保護者の対応、ねりっこクラブの庶務、職員の管理および指導を行います。

エ ねりっこ学童クラブの所長を兼務します。

オ 緊急の場合等を除き、5 および 6 に定めるねりっこ学童クラブおよびねりっこひろばの職員を兼ねることは、不可とします。

カ 運営責任者が休暇等により不在の場合は、その職務を代行する職員を配置します。

4 運営責任者等の職務経験

運営責任者、主任、副主任は、放課後児童支援員の資格を有する常勤職員のうち、それぞれ下表に定める職務経験を有する者を配置してください。さらに、運営責任者および主任のいずれかは、放課後児童健全育成事業に 3 年以上携わった経験を有する者としてください。

	運営責任者	主任	副主任
児童福祉施設	5 年以上の勤務経験	3 年以上の勤務経験	2 年以上の勤務経験
学校教育法に定める幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校または中等教育学校	5 年以上の勤務経験	3 年以上の勤務経験	2 年以上の勤務経験
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき認定された施設	5 年以上の勤務経験	3 年以上の勤務経験	2 年以上の勤務経験
児童福祉法に基づく事業	5 年以上携わった経験	3 年以上携わった経験	2 年以上携わった経験
社会福祉事業	2 年以上の施設長経験	2 年以上の施設長経験	2 年以上の施設長経験

5 ねりっこ学童クラブの職員配置

(1) 主任および副主任の配置

ねりっこ学童クラブの支援の単位に関わらず事業所につき、主任 1 人を配置してください。

主任は、ねりっこ学童クラブに係る業務について運営責任者の補佐をします。

ねりっこ学童クラブの支援の単位が 2 つを超える場合には、主任に加え、副主任を 1 人配置してください。副主任は、ねりっこ学童クラブ主任業務の補佐をします。

(2) ねりっこ学童クラブの最低配置基準

① 一の支援の単位につき放課後児童支援員を 3 人以上配置してください。ただし、その 2 人を除き、補助員をもってこれに代えることができます。なお、午前 9 時より前および午後 6 時以降の時間帯、土曜日の時間帯で利用児童が少ない場合は、上記によらず放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに 2 人以上配置することとして差し支えないこととします。この場合は、その 1 人を除き補助員をもってこれに代えることができます。

② 放課後児童支援員のうち、一の支援の単位ごとに 1 人以上は常勤職員としてください。また、放課後児童支援員の常勤職員を複数配置するよう努めてください。

※ 利用児童（「児童の数」とは異なり当日実際に利用予定の児童数をいう。）が少ない開所日において、以下の要件をすべて満たす場合に限り、複数の支援の単位を合同して一の支援の単位として事業を実施することは差し支えありません。

【要件】

- ・一の支援の単位あたりの年間開所日数が 250 日以上であること。
- ・一の支援の単位につき、利用児童が 40 人以下であること。

※ 法定労働時間の兼ね合い等により常勤職員の放課後児童支援員が不在となる時間帯については、非常勤の放課後児童支援員の配置をもって代えることができます。ただし、支援の単位が複数のねりっこ学童クラブは事業所として、常勤職員の放課後児童支援員（研修修了予定者は除く）が不在とならないよう努めてください。

6 ねりっこひろばの職員配置

ねりっこひろばでは、以下の配置基準以上の職員体制により運営するものとします。

①	平日 (月～金曜)	授業日	放課後から 午後５時まで	・ねりっこひろば専任の職員を配置 ・児童が活動を行う場所（室内活動室、 学校図書館等）に配置 ・校庭や学校体育館で児童が活動を行 う場合は複数の職員を配置
②		休業日	午前９時から 午後５時まで	
③	土曜 授業日		放課後から 午後５時まで	
その他、必要に応じて職員を配置してください。				

※ 専任とは、ねりっこひろばに従事する時間に、ねりっこ学童クラブの業務に従事しないことをいい、ねりっこひろばに従事する時間以外で、ねりっこ学童クラブに従事するこ

とは差し支えありません。

※ 気候や利用児童数等の状況により、上記と異なる配置を行う場合は、事前に区へ協議をしてください。

7 区への報告等

- (1) ねりっこクラブに従事する職員の名簿および配置表（組織表）は、あらかじめ区に届け出てください。その内容について変更があった場合もまた同様とします。
- (2) 職員の名簿には、運営責任者、主任、副主任を明示するとともに、常勤・非常勤の別および放課後児童支援員の資格の有無を明示してください。
- (3) 運営責任者、主任、副主任については、勤務経験等その資格を確認できる書面の写しを、放課後児童支援員については、その資格を有することを証明する書面の写しを、ねりっこクラブに備え置き、区の求めに応じてこれを提示してください。
- (4) 運営責任者およびねりっこ学童クラブに従事する職員の月間勤務予定表（シフト表）を作成し、当該月の前月末までに甲に提出してください。
- (5) 運営責任者およびねりっこ学童クラブに従事する職員の月間勤務実績表（シフト表）を作成し、原則当該月の翌月月初までに区に提出してください。